

一般廃棄物循環プラン

3Rの推進

- (1) 市町の一般廃棄物処理計画に基づく減量化等の推進
- (2) ごみ減量化県民運動の推進（レジ袋、食品ロスの削減等の取組）
- (3) ごみ処理の有料化等
- (4) 率先行動の推進
- (5) 多量排出事業者に対する減量化計画策定の指導
- (6) リユースの普及拡大
- (7) リユース、リターナルブル容器等の利用促進
- (8) 生ごみリサイクルの推進
- (9) 容器包装リサイクルの推進
- (10) 廃家電等のリサイクルの推進
- (11) 顕彰

適正処理の推進

- (1) ダイオキシン類対策の推進
- (2) 適正な維持管理と情報公開
- (3) 一般廃棄物処理施設の監視指導
- (4) ごみ処理施設への廃棄物発電等の導入
- (5) 廃家電等の適正処理の推進
- (6) 環境美化活動の促進

適正処理体制の確保

- (1) 広域的なごみ処理の推進（ごみ処理の広域化）
- (2) 広域化における市町間の調整等
- (3) 海洋ごみの適正処理体制の確保

産業廃棄物循環プラン

3Rの推進

- (1) 多量排出事業者に対する指導の強化
- (2) リサイクル関連法に基づくリサイクルの推進
- (3) 資源循環型産業の育成支援
- (4) 未利用資源の利活用の促進

適正処理の推進

- (1) ダイオキシン類対策の推進
- (2) PCB廃棄物処理の推進
- (3) 排出事業者に対する適正処理の推進
- (4) 処理施設等に対する監視指導の強化等
- (5) 廃棄物の排出・処理状況の把握
- (6) 広域移動に対する適正処理の確保

適正処理体制の確保

- (1) 不法投棄等の不適正処理防止体制の確保
- (2) 公共関与による広域最終処分場の整備促進
- (3) 処理施設設置に係る事前協議の推進等
- (4) 優良な産業廃棄物処理業者の育成・周知

循環型社会を担う人づくり・地域づくりプラン

環境教育・環境学習の推進

- (1) 学校や地域社会での環境教育・環境学習の推進
- (2) 市町や教育機関等と連携した様々な取組の展開

普及啓発及び情報提供

地域での連携・協働

災害廃棄物処理プラン

災害廃棄物の適正処理の推進

- (1) 県による適正かつ迅速な災害廃棄物処理の支援
- (2) 広域的な支援体制による適正処理等の促進
- (3) 大規模災害発生時における災害廃棄物の適正処理等の推進

災害廃棄物の適正処理体制の確保

- (1) 市町災害廃棄物処理計画の策定促進
- (2) 広域的な処理体制の整備促進
- (3) 廃棄物処理施設に係る情報の共有

第1節 一般廃棄物循環プラン

1 3Rの推進

《発生・排出抑制（リデュース）の推進》

(1) 市町の一般廃棄物処理計画に基づく減量化等の推進

市町は、「一般廃棄物処理計画」の策定・見直しを行い、具体的な数値目標やリサイクル関連施設の整備計画、3R推進に関する施策等を掲げ、計画的な減量化等を推進します。

また、必要に応じて、今後の高齢化社会に対応したごみ収集やごみ処理のあり方を検討し実施します。

(2) ごみ減量化県民運動の推進

県は、県民、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、地球温暖化対策等にも配慮して、家庭や事業所でのごみ減量化に関する県民運動を全県的に展開していきます。

① レジ袋等容器包装廃棄物の削減の推進

県は、県民、事業者、関係団体、市町と連携・協働し、「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会」によるレジ袋無料配布の中止、マイバッグ持参の全県的な取組を一層拡大していきます。

② 食品ロス削減の取組促進

県は、県民、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、「山口県食品ロス削減推進協議会」による家庭や外食等での食品ロスを削減する取組を、全県的に展開していきます。

(3) ごみ処理の有料化等

市町は、排出者に対し、発生・排出抑制やリサイクルの取組等に係る意識高揚及び行動促進を図るための経済的インセンティブ策として、ごみ処理の有料化の導入を推進します。

(4) 率先行動の推進

県は、「山口県庁エコ・オフィス実践プラン」に基づき、率先してごみの発生・排出抑制・分別排出等の取組を推進します。

また、「山口県グリーン購入の推進方針」に基づき、率先してグリーン製品の購入に取り組むとともに、グリーン製品の消費促進に向けた情報提供の支援に努めます。

市町は、県の取組に準じ、率先して事務・事業に伴う環境負荷の低減に努めます。

(5) 多量排出事業者に対する減量化計画策定の指導

市町は、一般廃棄物の多量排出事業者に対し、減量化計画の策定を指導するとともに、計画に基づく発生・排出抑制や減量化の徹底について積極的に指導します。

《再使用（リユース）の推進》**(6) リユースの普及拡大**

市町は、事業者や地域のNPO等と連携し、フリーマーケットやリユースフェア等の開催、リサイクルショップ等の利活用を促進するとともに、その情報提供に努めます。

県は、リユースの取組に関する情報について、県民への情報提供に努めます。

(7) リユース、リターナブル容器等の利用促進

市町及び県は、地域のイベント会場等で使用されるリユース容器のレンタルシステムやリターナブル容器等の導入促進、リユース活動に関する情報提供に努めます。

《再生利用（リサイクル）等の推進》**(8) 生ごみリサイクルの推進**

市町は、県民、事業者、関係団体、県等と連携・協働し、家庭や事業者からの生ごみの減量化・リサイクルを推進するとともに、その情報提供に努めます。

①事業系生ごみリサイクルの普及拡大

県は、市町と連携し、事業者から排出される生ごみの堆肥化や飼料化の取組の県内全域への普及拡大に努めます。

②家庭での生ごみコンポスト等の普及拡大

市町は、生ごみコンポスト等（段ボールコンポスト、電気式生ごみ処理機等）の支援・普及等により、家庭での生ごみの減量化・リサイクルを一層推進します。

(9) 容器包装リサイクルの推進

県は、「第7期山口県分別収集促進計画」（平成25年度（2013年度）策定）に示した、容器包装廃棄物の分別収集・再商品化等を総合的・計画的に進めるための方針等に基づき、市町等と連携して効果的な収集・リサイクルを促進します。

市町は、地域の実情に応じた適切な収集方法等を検討し、容器包装リサイクルを推進します。

(10) 廃家電等のリサイクルの推進

市町は、家庭から不用品として排出される廃家電製品、パーソナルコンピューター等について、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法等に基づく消費者、小売業者、再資源化業者等の適切な役割分担の下、リサイクルを一層推進します。

県は、市町等と連携し、廃家電製品等のリサイクルが促進されるよう、普及啓発等を行います。

(11) 顕彰

市町及び県は、ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組み、他の模範となる住民団体等を顕彰し、県民の減量化・リサイクルに対する意識の醸成と取組の促進を図ります。

2 適正処理の推進

(1) ダイオキシン類対策の推進

市町は、ごみ焼却施設等において、十分な環境保全措置を講じ、排出基準の遵守を徹底するとともに、「山口県ダイオキシン類対策指針」に基づき、ダイオキシン類排出量の削減目標の達成に努めます。

県は、ダイオキシン類の測定結果と排出基準の適合状況等について公表するとともに、必要に応じて施設の立入検査を行い、適正処理の確保に努めます。

(2) 適正な維持管理と情報公開

市町は、ごみ焼却施設、最終処分場などの一般廃棄物処理施設について、適正な維持管理を行うとともに、排出ガス等の定期的な測定等により、排出基準等の遵守状況を確認します。また、必要に応じて周辺環境のモニタリングを実施し、その結果を公表します。

(3) 一般廃棄物処理施設の監視指導

県は市町と連携して、一般廃棄物処理施設の立入検査を行い、施設の維持管理状況や廃棄物の処理状況等の監視・指導を行い、適正処理を推進します。

(4) ごみ処理施設への廃棄物発電等の導入

市町は、ごみ処理施設の新設・更新に当たっては、地球温暖化対策（温室効果ガス排出量の削減）の観点から、発電や熱回収施設の導入に努めます。

県は、市町の実情等を踏まえた上で、廃棄物発電や高効率メタン回収施設など、熱・エネルギー回収施設の整備促進に向けた必要な助言を行います。

(5) 廃家電等の適正処理の推進

市町は、県等と連携し、家庭から不用品として排出される廃家電製品、パーソナルコンピューター等について、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法等に基づく消費者、小売業者、再資源化業者等の適切な役割分担の下、排出、回収、リサイクル、適正処理が促進されるよう、普及啓発、指導等を行います。

(6) 環境美化活動の促進

県は、「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」（平成22年（2010年）12月施行）の基本理念に基づき、環境美化に関する情報を県民、事業者等に積極的に提供し、環境意識の向上を図るとともに、市町、関係団体、NPO等と連携・協働し、県民総参加による県民運動として環境美化活動を促進します。

3 適正処理体制の確保

(1) 広域的なごみ処理の推進（ごみ処理の広域化）

市町は、周辺市町と連携して、地域の実情を踏まえた効率的なごみ処理について、処理方式、施設規模、設置場所等の具体的な検討を行い、広域的な施設整備に努めます。

①ごみ処理施設

ごみ処理施設は、地域ブロックごとに広域的に整備することを原則とし、より高度なダイオキシン類対策、破碎施設の併設による可燃性粗大ごみの適正処理を進めるとともに、地球温暖化対策の観点から発電や熱回収施設の導入に努めます。

- ・下関市（H28（2016）年度～）：エネルギー回収推進施設（170トン/日）
- ・岩国市（H31（2019）年度～）：エネルギー回収推進施設（160トン/日）
- ・周南地区衛生施設組合（H29（2017）年度～）：エネルギー回収推進施設（330トン/日）

②リサイクル関連施設

リサイクルを効率的に進めるため、可能な限り広域的な施設整備について検討し、リサイクルプラザ等の整備に努めます。

- ・下関市（H30（2018）年度～）：マテリアルリサイクル推進施設（403m²：保管面積）
- ・長門市（H28（2016）年度～）：マテリアルリサイクル推進施設（2.9トン/日）

③埋立処分地施設

適正な埋立処分が確保できるよう、リサイクルプラザ等の資源化施設の整備との整合を図り、可能な限り広域的な整備に努めます。

- ・山口市（H28（2016）年度～）：埋立処分地施設（2.8万m³）

④し尿処理施設（汚泥再生処理センター）

堆肥化、メタン回収等を導入した汚泥再生処理センター等の整備に努めます。

(2) 広域化における市町間の調整等

県及び市町は、広域的なごみ処理対策等について、協議・調整するとともに、ごみの発生・排出抑制、リサイクル等の推進や一般廃棄物処理施設の確保を図ります。

県は、一般廃棄物処理施設の整備やごみのリサイクル、処理が円滑に行われるよう、市町に対する技術的支援を積極的に行います。

(3) 海洋ごみの適正処理体制の確保

県は、海洋ごみの円滑な回収・処分に向け、県内の処理体制を整備するとともに、「海岸漂着物対策地域計画」に基づき、計画的かつ適正な処理を推進します。

また、県民、事業者、市町等からなる「山口県海岸漂着物対策推進協議会」を設置し、日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃を始めとする海岸等の清掃活動等発生抑制から回収・処理までの一体的な取組を展開します。

第2節 産業廃棄物循環プラン

1 3Rの推進

(1) 多量排出事業者に対する指導の強化

県及び下関市（中核市として知事権限に属する産業廃棄物関係事務の一部を行うことができる市）は、産業廃棄物の多量排出事業者から提出された廃棄物の減量化に関する計画について公表するとともに、指導を強化し、減量化を促進します。

(2) リサイクル関連法に基づくリサイクルの推進

県は、市町等と連携し、製品の設計・製造段階における3R対策、分別回収のための識別表示、製造業者による自主回収・リサイクルシステムの構築等を促進するとともに、リサイクル関連法に基づく回収・リサイクルが行われるよう、事業者への指導等を徹底します。

(3) 資源循環型産業の育成支援

①産学公民連携による3R等に関する事業化支援

県は、産学公民連携により産業廃棄物の3R等に関する事業化に必要な技術、施設・設備の開発、研究について促進することにより、資源循環型産業の育成を支援します。

②エコ・ファクトリー認定、リサイクル製品認定普及事業の推進

県は、産業廃棄物の発生・排出抑制、減量化、リサイクル等に取り組み、実績を上げている県内事業所（エコ・ファクトリー）や、県内の廃棄物等を利用して製造加工された製品（リサイクル製品）を認定し、その普及啓発や需要拡大を図ることにより、リサイクル産業の育成、廃棄物の発生・排出抑制・リサイクルを推進します。また、公共工事等において、リサイクル製品の利用拡大による地産地消の取組を推進します。

③産業廃棄物税の活用等による3R等の推進

県は、産業廃棄物税を活用して事業者による3Rや循環資源のエネルギー利活用等の関連する技術開発、施設整備、認定・普及を切れ目なく支援することにより、資源循環型産業の育成・強化を進めます。

④環境配慮型施設への誘導

県は、産業廃棄物のリサイクル等に取り組む優良な事業者が、より環境に配慮した施設に改修・更新するよう、誘導する仕組みづくりを行います。

(4) 未利用資源の利活用の促進

県は、市町や事業者と連携し、森林バイオマス等未利用の循環資源の利活用に係るコストや技術面の各種課題の克服を図り、地域のエネルギーシステムとなる次のシステムの定着化に努めます。

- ・低コスト収集運搬システムの構築
- ・木質ペレット・ボイラー等での熱利用の推進
- ・森林バイオマスの発電利用の拡大

2 適正処理の推進

(1) ダイオキシン類対策の推進

県及び下関市は、産業廃棄物焼却施設等の設置者に対し、ダイオキシン類の排出ガス等の測定による排出基準の遵守状況や施設の適正な維持管理等について、監視指導を徹底するとともに、測定結果を公表し、「山口県ダイオキシン類対策指針」に定められているダイオキシン類排出量の削減目標の達成に努めます。

(2) PCB廃棄物処理の推進

県は、「山口県PCB廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進します。

特に、高濃度PCB廃棄物については、現在、JESCO以外に処理できる事業者がなく、県内で排出される高濃度PCB廃棄物の処理を担当するJESCO北九州PCB処理事業所の計画的処理完了期限が迫っていること（高圧トランス・コンデンサ等は、平成30年度（2018年度）末）から、その早期処理を重点的に推進します。

また、PCB廃棄物の処理が終了するまでの間は、その適正管理を徹底するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管状況等の届出や廃棄物処理法に基づく適正な保管について、監視・指導を行います。

(3) 排出事業者に対する適正処理の推進

県及び下関市は、排出事業者に対して法令遵守（コンプライアンス）の精神を醸成させるため、講習会・セミナーを開催し、業界全体の適正処理の機運を高め、不適正処理の未然防止や適正処理の推進を図ります。

(4) 処理施設等に対する監視指導の強化等

県及び下関市は、事業所や産業廃棄物処理施設等への立入検査を行い、マニフェスト（産業廃棄物管理票）交付状況や施設の維持管理状況などの監視指導を強化し、適正処理の確保を図ります。

(5) 廃棄物の排出・処理状況の把握

県及び下関市は、事業所や産業廃棄物処理施設等の実態調査などを実施し、産業廃棄物の排出・処理状況等を的確に把握します。

(6) 広域移動に対する適正処理の確保

県は、県境を越えて広域的に移動し、処理される産業廃棄物について、関係都道府県と連携して、的確な実態把握に努めるとともに、県内に搬入される廃棄物については、循環条例等に基づき、事業者に対する事前手続きや、搬入量の制限等を厳正に運用することで、県内における県外産業廃棄物の適正処理の確保に努めます。

3 適正処理体制の確保

(1) 不法投棄等の不適正処理防止体制の確保

県は、夜間パトロールや不法投棄ホットライン等により、不法投棄等の不適正処理の早期発見、未然防止を図るとともに、確認された不適正処理に対しては厳正に対処します。

また、市町職員の県職員への併任制度を活用するなど市町職員と密接に連携し、不適正処理の早期発見・早期対応を図るとともに、各健康福祉センターに設置した住民、市町、警察等からなる「不法投棄等連絡協議会」や、警察本部、海上保安部等との連携も図りながら、廃棄物の不適正処理防止体制の確保に努めます。

さらに、県と下関市は連携して、県全域における産業廃棄物の適正処理体制の充実・強化を図ります。

(2) 公共関与による広域最終処分場の整備促進

県は、産業廃棄物の排出事業者処理責任の原則の下、民間事業者による最終処分場の設置が困難な状況にあることを踏まえ、生活環境の保全と産業活動の健全な発展を確保する観点から、公共関与による広域最終処分場の整備を計画的に進めます。

平成26年（2014年）4月に供用開始した新南陽広域最終処分場と東見初広域最終処分場（平成20年（2008年）11月供用開始）での全県的な受入により、当面、県内で処理される産業廃棄物の安定的な受入体制は整備されており、引き続き、県内における産業廃棄物の適正処理の確保に努めます。

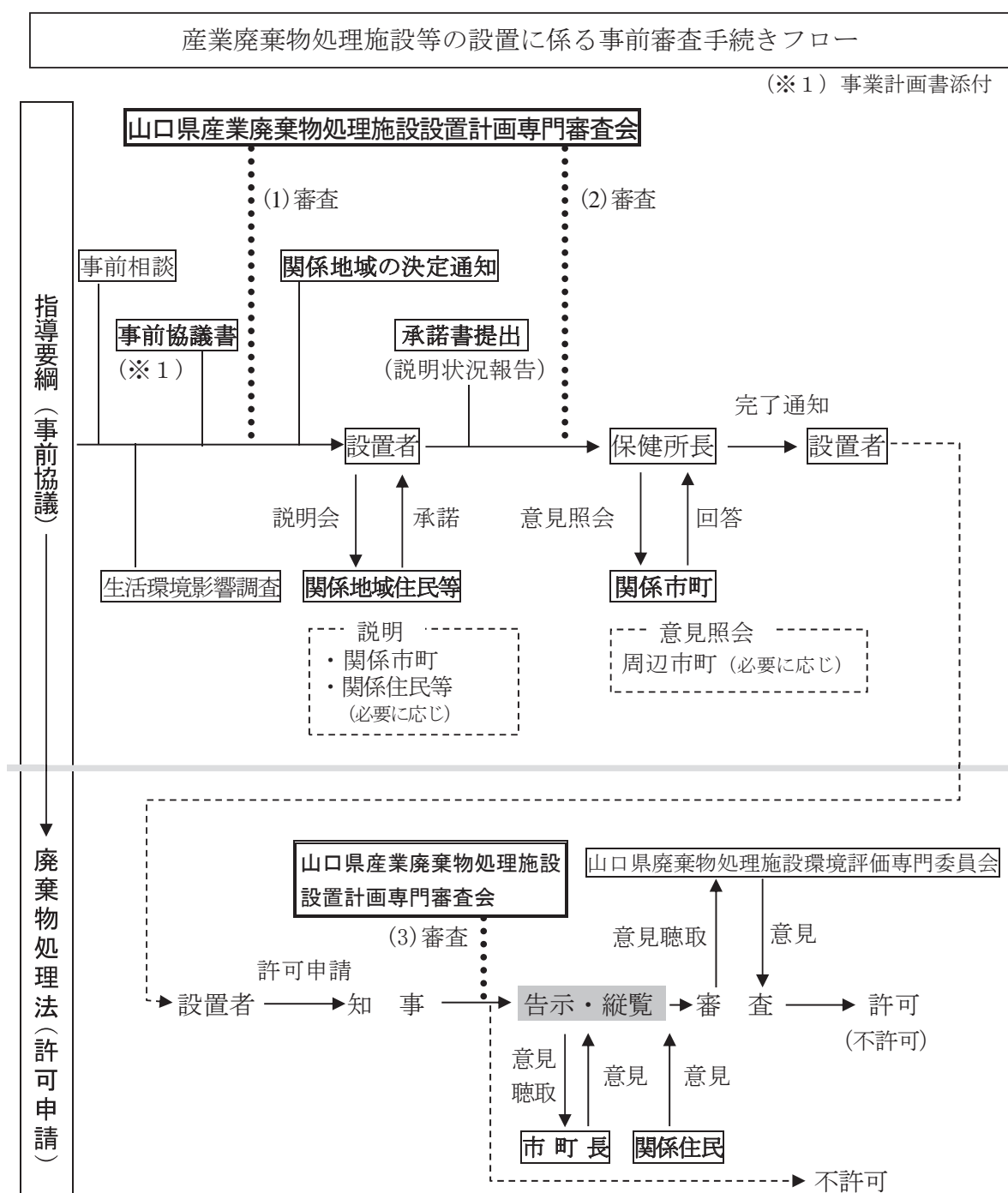
また、新規の最終処分場の整備は長期の年数を要するため、将来的な最終処分場の必要性等を十分検討のうえ、公共関与による後継の広域最終処分場の整備の検討を進めます。

(3) 処理施設設置に係る事前協議の推進等

① 処理施設設置に係る事前協議等

県は、事業者及び処理業者による産業廃棄物処理施設の円滑な設置を図るため「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」に基づき、必要な事前指導を行います。

特に、産業廃棄物最終処分場の設置については、「山口県産業廃棄物処理施設設置計画専門審査会」により、最終処分場の構造基準及び設置者の経理的基礎等の能力について、専門家による事前審査を実施します。



②融資制度等の活用の推進

県は、産業廃棄物処理施設の整備やダイオキシン類対策などの施設の高度化を促進するため、県の融資制度や、その他の公的資金の活用について必要な指導等を行います。

③情報の提供

県は、処理技術等に関する情報を収集し、事業者及び処理業者に対して、施設の設置に係る技術指導や必要な情報提供を行います。

(4) 優良な産業廃棄物処理業者の育成・周知

産業廃棄物の排出者責任の原則を踏まえ、産業廃棄物排出事業者が、優良な処理業者を選択できるよう、「山口県産業廃棄物処理業者情報検索システム」を拡充整備し、廃棄物処理法に基づき認定された「優良産廃処理業者」を広く公表するとともに、その活用を排出事業者に呼びかけることにより、優良認定を受ける動機づけを行い、優良な産業廃棄物処理業者の育成の促進を図ります。

第3節 循環型社会を担う人づくり・地域づくりプラン

1 環境教育・環境学習の推進

(1) 学校や地域社会での環境教育・環境学習の推進

県は、廃棄物の3Rや適正処理の必要性等に関して県民の理解と協力を得て、自主的取組が促進されるよう、学校や地域社会で環境教育・環境学習を推進し、廃棄物に関する情報の提供に努めます。

(2) 市町や教育機関等と連携した様々な取組の展開

県は、市町や教育機関、NPO等と連携して、次のような取組を展開していきます。

- ・「環境学習推進センター」を中心とした体験型環境学習講座等の充実
- ・多様な学習指導者（リーダー）の登録・派遣システムの普及
- ・環境情報システムの整備促進
- ・学校や地域等で活用する環境学習プログラムの充実
- ・市町のリサイクルプラザ等を活用した環境学習の促進
- ・関係団体等との連携・協働による環境学習の促進

2 普及啓発及び情報提供

県及び市町は、インターネット・広報紙・マスコミの活用、各種講座・説明会等の開催、環境月間（6月）や循環型社会形成推進月間（10月）等により、廃棄物の3Rや適正処理の必要性等について、県民の意識を啓発し、県民や事業者の自主的取組や連携・協働を促進するとともに、施策やその実施状況・関連情報等について、情報の提供等に努めます。

3 地域での連携・協働

県及び市町は、県民、事業者、関係団体、行政等と連携・協働し、循環型社会の形成に係る環境教育・環境学習、普及啓発や実践活動等を地域で展開していきます。

第4節 災害廃棄物処理プラン

1 災害廃棄物の適正処理の推進

(1) 県による適正かつ迅速な災害廃棄物処理の支援

県は、廃棄物処理法や国が策定した「災害廃棄物対策指針」等に基づき、南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時まで見据えた県災害廃棄物処理計画を「山口県地域防災計画」において整備し、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を支援します。

(2) 広域的な支援体制による適正処理等の促進

県は、被災市町の状況に応じ、県災害廃棄物処理計画を踏まえた災害廃棄物処理実行計画を策定するほか、災害廃棄物の仮置場の設置や収集、運搬、処分及び再生処理について指導助言するとともに、被災市町の要請に応じ国や他地方自治体、関係団体（（一社）山口県産業廃棄物協会等）、民間事業者等への協力を依頼するなど、幅広い支援体制の下、災害廃棄物の減量や適正処理に取り組めます。

(3) 大規模災害発生時における災害廃棄物の適正処理等の推進

県は、被災した市町での災害廃棄物の処理に著しい支障が生じた場合においては、当該処理の全部又は一部の事務委託を受けることで大規模災害発生時における適正かつ迅速な処理に努めます。

2 災害廃棄物の適正処理体制の確保

(1) 市町災害廃棄物処理計画の策定促進

市町は、災害廃棄物処理の実施主体として、災害廃棄物の処理体制等について「一般廃棄物処理計画」に反映するとともに、各市町の地域防災計画や県災害廃棄物処理計画の記載内容と整合を図った災害廃棄物処理計画を策定するよう努めます。

県は、国と連携し、市町の災害廃棄物処理計画策定に必要な情報提供等により、処理計画策定や近隣市町間での連携・協力体制の確保を支援します。

(2) 広域的な処理体制の整備促進

県は、被災地における災害廃棄物等の適正処理について、広域的な連携・協力体制が確保されるよう、国や関係都道府県との連携のほか、県内市町や関係団体、民間事業者等との連携や協定締結に向けた調整等を行い、協力・支援体制の確保に努めます。

(3) 廃棄物処理施設に係る情報の共有

県は、県内の産業廃棄物処理施設における災害廃棄物の処理余力の把握に努めるとともに、市町との情報共有を図るなど、災害廃棄物の迅速な処理体制の確保に努めます。